

改正 平成29年9月20日 原規規発第1709202号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド(原管P発第1306197号)の一部を次のように改正する。

平成29年9月20日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドの一部改正について

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

1. この規程は平成29年9月28日から施行する。

実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイドの一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改正前	改正後
<p data-bbox="320 292 954 363">実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="445 424 826 549">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 平成26年8月26日改正</p> <p data-bbox="508 609 763 641">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="181 703 241 735">(略)</p> <p data-bbox="172 798 860 829">1. 運転期間延長認可申請書の提出期間について</p> <p data-bbox="197 842 1115 967">1. 1 実用炉規則第113条第1項の「当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。」について</p> <p data-bbox="210 1029 1115 1340">(1)「当該期間の満了前一年以上一年三月以内」とは、<u>原子炉等規制法第43条の3の3第1項の「発電用原子炉を運転することができる期間」を満了した日から前に遡って計算するものとする。</u>例えば、平成28年7月7日に<u>運転期間を満了する発電用原子炉については、同期間が満了した日は平成28年7月8日となることから、申請書の提出期間は、平成27年4月8日から同年7月8日までとなる。</u>なお、申請書の</p>	<p data-bbox="1294 292 1928 363">実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド</p> <p data-bbox="1420 424 1800 596">平成25年6月19日 平成25年12月6日改正 平成26年8月26日改正 <u>平成29年9月20日改正</u></p> <p data-bbox="1482 609 1738 641">原子力規制委員会</p> <p data-bbox="1160 703 1220 735">(略)</p> <p data-bbox="1151 798 1839 829">1. 運転期間延長認可申請書の提出期限について</p> <p data-bbox="1176 842 2094 1015">1. 1 実用炉規則第113条第1項の「<u>当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</u>」について</p> <p data-bbox="1189 1029 2094 1340">(1)「<u>当該期間の満了する日から起算して一年前の日まで</u>」とは、例えば、平成28年7月7日が<u>運転期間の満了する日である発電用原子炉についての申請書の提出期限は平成27年7月8日までとなる。</u>なお、<u>申請書の提出期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。</u></p>

提出期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもってその期間の末日とする。

2. (略)

3. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について

3. 1 (略)

3. 2 実用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価」（以下「劣化状況評価」という。）の記載内容について評価の対象とする機器・構造物及び評価手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての経年劣化に関する技術的な評価におけるものと同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴うものとして評価を行い、その結果の記載が求められる事項は次のとおり。

① (略)

② 運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期に取り出した監視試験片の試験結果。

2. (略)

3. 運転期間延長認可申請書添付書類に係る記載について

3. 1 (略)

3. 2 実用炉規則第113条第2項第2号の「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価」（以下「劣化状況評価」という。）の記載内容について評価の対象とする機器・構造物及び評価手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての経年劣化に関する技術的な評価におけるものと同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴うものとして評価を行い、その結果の記載が求められる事項は次のとおり。

① (略)

② 運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期に取り出した監視試験片の試験結果（監視試験片の取り出し時期は、試験等に要する期間（3年程度を目安）を考慮した上で、1. の申請書の提出期限に最も近い定期事業者検査（原則として計画外の原子炉停止によるもの

③・④（略）

(2) 記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記3. 3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

①～⑮（略）

⑯健全性評価結果

⑰～⑲（略）

3. 3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について

を除く。）とする。）。

③・④（略）

(2) 記載事項については、次のとおりとする。ただし、劣化状況評価の対象となる機器・構造物のうち、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査方針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）において定義されるクラス3の機能を有するものであって、高温・高圧の環境下にある機器以外のものについては、下記3. 3の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」の策定の対象としたものを除き、⑧から⑱までの事項の記載を要しないものとする。

①～⑮（略）

⑯健全性評価結果（申請書提出時点において、全ての評価結果を示すことができない場合には、実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管P発第1311271号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））2. の表の評価対象事象又は評価事項ごとにその結果を追って申請の補正として示すことができる。この場合において、最初の申請書には全ての評価結果をそろえるまでの取組及びそのスケジュールを記載すること。）

⑰～⑲（略）

3. 3 実用炉規則第113条第2項第3号の「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類」について

(1)「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」(以下「保守管理に関する方針」という。)の策定に係る手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針の策定と同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴い策定するものとして記載が求められる事項は次のとおり。

①・② (略)

附 則 (平成25年6月19日) (略)

附 則 (平成25年12月6日) (略)

附 則 (平成26年8月26日) (略)

別紙 (略)

(1)「延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針」(以下「保守管理に関する方針」という。)の策定に係る手法は、実用炉規則第82条第2項に規定する運転開始後40年を迎える発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針の策定と同様とする。特に運転期間延長認可申請に伴い策定するものとして記載が求められる事項は次のとおり。なお、3.2(2)⑯の評価結果を申請の補正として示す場合には、当該評価結果に関する保守管理に関する方針について、当該評価結果と合わせて申請の補正として示すことができる。

①・② (略)

附 則 (平成25年6月19日) (略)

附 則 (平成25年12月6日) (略)

附 則 (平成26年8月26日) (略)

附 則 (平成29年9月20日)

この規程は、平成29年9月28日より施行する。

別紙 (略)